

子どもたちも 小さな消費者

学校でもいろいろ
習っているよ



ものを大切にしたり
お金を計画的に
管理することは
大事なことだね

1 くらしと買い物

くらしの中では、学習したり、遊んだり、食事をしたり、衣服を着たりするために、お金を使って必要な物を買って生活しています。大切なお金を有効に使うためにどうしたらよいか次のことを教えましょう。

じょうずな買い物

お金はお父さんやお母さん、お家の人が一生涯懸命に働いて得た大切なものです。よく考えて買い物の仕方を工夫しましょう。

なんのために 買うの？

- ・今ないと困る？
- ・同じもの持っていない？
- ・家族に相談した？

本当に必要なものかよく考えて
家族の人とも相談しましょう。



どんなものを 買うの？

- ・使いやすい？
- ・コマーシャルや広告に
惑わされていない？

目的に合った実用性のあるものを
選びましょう。

しっかり計画をたてて買いましょう

何を
買いますか

どれだけ
買いますか

予算は
いくらですか

いつ
買いますか

どこで
買いますか

「エシカル消費」への取り組み

「エシカル消費」でどんな応援ができるか、考えてみましょう。
たとえば…



環境
への配慮

エコマーク付き商品
自然エネルギー利用
有機農産物や国産材利用の商品
など



生物多様性
への配慮

認証ラベルのある商品
MSC、FSCなど



人
への配慮

障がいのある人の
支援につながる商品など

☆誰でもできる☆

エシカル消費は
人や社会、
環境などに
配慮した
消費行動だゾ～



島根県消費者センター
マスコットキャラクター
だまされないゾウくん



社会
への配慮

フェアトレード*商品
寄付付き商品など

※「フェアトレード」
発展途上国で作られた商品や
作物を適正な価格で継続的に
購入することで、生産者の持
続的な生活を支える仕組み。



地域
への配慮

地産地消
地元の商店で買う
被災地の産品を買う
伝統工芸を大切にする
など

持続可能な開発目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



持続可能な開発目標（SDGs）は、貧困や不平等・格差、気候変動などのさまざまな問題を根本的に解決することを目指す、世界共通の17の目標です。

みんなの行動で世界の未来を変えよう!



2 暮らしの工夫

私たちは毎日、いろいろな物を使っていますが、物が整理されていないと気持ちよく生活できませんし、必要なときに取り出せません。

また、不要な物はゴミとして捨てていますが、その中には工夫して使えばもっと長持ちするはずの物や、まだ使える物もあります。

一人ひとりが、工夫しながら家族や地域の人と気持ちよく生活できるように親子でいっしょに振り返ってみましょう。

身の回りのチェック

整理・整頓をしてみると、まだ使えるのに使っていない物がたくさんあります。使っていないえんぴつやノート、小さくなった洋服などはありませんか。



ごみを減らそう

整理・整頓をして出てきた必要のない物は、人に譲ったり、作り変えたり、修理したりして活用できないかどうか考えましょう。また、ゴミは地域の分別のしかたに合わせて処理しましょう。

減らす(リデュース)

ゴミとして捨てられる物をなるべく減らすため、必要なものだけを買って、過剰な包装は断りましょう。



再使用する(リユース)

小さくなった服は人に譲ったり、リサイクルショップに出したり、ピンは販売店に返すなど、繰り返して使いましょう。



修理する(リペア)

直して使える物は
捨てないで修理して
使いましょう。



再資源にする(リサイクル)

缶やペットボトルなどは
原料にもどして再利用
できる大切な
資源です。
リサイクル
しましょう。



ゴミを捨てない

路上等へのゴミのポイ
捨てはやめましょう。
たった一人のマナー違
反が、後にはゴミの山
を築き、自然環境を破
壊します。不法投棄は
犯罪として処罰されます。



識別表示マーク

包装容器のリサイクルを促進するために分別区分をわかりやすく示したマークです。



飲料・酒類用の
スチール缶、アル
ミ缶に表示



ペットボトル、カセットテープ、
ビデオテープなどに表示
(番号表示は、材質別により1~7まである)



紙製容器包装に
表示



ペットボトル以外のプラスチック製
容器包装に表示

環境を考えた暮らし

省資源、省エネルギーに心がけていますか。次の表で行動をチェックしてみましょう。実行している場合は「はい」に、実行していない場合は「いいえ」に○をつけましょう。

項目	調べること	はい	いいえ
電気を 使うとき	見ていないテレビやだれもいない部屋の電気は消している		
	エアコンやファンヒーターがききすぎないように気をつけている		
ものを 使うとき	はみがきの時やお風呂のシャワーなど、水の出しっぱなしはしない		
	食事は残さず食べる (必要な量だけ調理=エコクッキング)		
	ノートや鉛筆は、最後まで使う		
ものを 買うとき	エコマークやグリーンマーク付きの商品を買っている		
	よく考えて、本当に必要なものだけを買う		
	使い捨て商品はなるべく買わないようにしている		
ものを 捨てる とき	物をできるだけ長く使い、いらなくなった物でまだ使える物は、ほかの人に譲る		
	リサイクルできる資源は、分別して出している		
	ゴミのポイ捨てはしない		
	資源回収活動に参加している		

「はい」がいくつありましたか？なるべく多くの項目で「はい」となるよう、毎日の暮らしの中でエコを意識してみましょう。

3 じょうずに使おう携帯電話やパソコン

情報機器は便利ですが、トラブルの原因になることもあります。

例えば、「携帯電話をついつい使いすぎて高額請求が来てしまった」
とか「無料サイトだと思ってよく確認しないで利用したら、あとから料金を請求された」ということもあります。

携帯電話やパソコンの使い方を親子でいっしょに考えてみましょう。

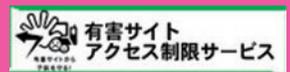


携帯電話やパソコンを使うときに注意すること

- ① インターネットを利用し、個人の情報(氏名・住所・電話番号・メールアドレスなど)を集めて悪用しようとする人がいます。 → 気軽に子どもや家族、友だちの情報を送信しないようにしましょう。信頼できるサイト以外、メールアドレスなどの個人情報の入力は避けましょう。
- ② 料金がかかることがわかりにくく書いてあり、無料のように見せかけているサイトがあります。 → サイトのボタンは、安易にクリックしない。おかしな画面になったら大人に相談するようにしましょう。(※)
- ③ 知らない人から電話やメールが入ることがあります。 → 知らない人(番号)からの電話には出ない、かけ直さない、不審なメールは開けないようにしましょう。

(※) 困ったときは消費生活センターや市町村相談窓口などに相談しましょう。また、まったく身に覚えのない請求ならば無視することが一番です。

フィルタリング(有害サイトアクセス制限サービス)を活用しましょう



子どもに携帯電話を持たせることで、親は緊急時の場合やどこにいても連絡が取れるため、安心感が得られます。しかし、一方で親の目の届かないところで子どもたちがインターネット上に存在する違法・有害情報(出会い系サイト、アダルトサイト、ギャンブルサイトなど)に遭う危険性を持ち合わせています。

インターネット上の有害情報サイトへのアクセスを遮断するため、携帯電話会社はフィルタリング機能による「有害サイトアクセス制限サービス」を行っており、この機能を設定すると有害情報サイトへアクセスするのを防ぐことが可能となります。詳しくは各携帯電話会社にお問い合わせください。

また、パソコンの場合は、市販のフィルタリングソフトをインストールする方法や、プロバイダー会社が提供しているフィルタリングサービスに加入する方法があります。

インターネットを使い始める時は、家族で相談してルールを決めておこう



島根県消費者センター
マスコットキャラクター
だまされないゾウくん

悪質商法の最新手口など情報満載!

だまされないゾウくん Twitter
https://twitter.com/Shimane_CIC

「見ちゃダメ」と厳しく指導するよりも、その危険性を教えることが重要です

危険がいっぱい! 「出会い系サイト」や「コミュニティサイト」

出会い系サイトやコミュニティサイトを利用して知り合った「メル友」とのトラブルにより、子どもたちが被害を受けるケースが増えています。知らない相手でも、メール交換をするうちに親しくなったような気がしますが、お互い違う自分を演出している危険性があります。**危険から身を守るため、「出会い系サイト」を利用することは絶対にやめさせましょう。**「会おう」と誘われてもきっぱりと断り、被害にあったら早く大人に相談させましょう。自ら援助交際を持ちかければ中学生でも罰せられます。

こんな書き込みはダメ!!

3万円で会いませんか

おこづかいくれたらお茶してもいいよ

きっぱりと断りましょう!!



いわゆる「出会い系サイト」の児童被害は法改正の効果もあり減少傾向にありますが、代わってSNSなどのコミュニティサイトを通じた被害が増加しています。その9割近くはスマートフォンを含む携帯電話機器を利用してコミュニティサイトにアクセスしていること、その多くがフィルタリングの設定をしていないことから、保護者による適切な設定管理が必要と考えられます。

ゲーム機や携帯型音楽プレーヤーでもインターネット!?

最近のゲーム機や携帯型音楽プレーヤーなどの情報機器にはインターネットに簡単に接続できるものもあるため、注意が必要です。

お子さんが情報機器を使う場合には、その使用方法についてよく話し合うようにしましょう。



未成年者は保護されています

20歳未満の未成年者は、社会人としての知識、経験、家計管理能力などが未熟であるため、自分一人で契約締結の判断をすると、不利益を被る危険があります。

そこで民法では、未成年者が契約するときは親権者（通常は親）の同意を得る必要があるとして、親権者の同意がない契約は原則として取り消すことができると定めています。

取消権は、親権者、未成年者本人のいずれでも行使できます。ただし、未成年者が、相手方に成年であると信用させるために年齢を偽ったり、親権者の同意があると偽ったりして契約した場合は、取り消すことができません。

なお、民法の改正により、2022年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられます。

消費者ホットライン188 (泣き寝入りは「いやや!」) ※最寄りの消費生活センター等につながります。

消費生活に関する相談はこちらへ

●島根県消費者センター TEL(松江)0852-32-5916

受付時間 8:30~17:00

休業日 土曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3)
※日曜日は電話相談のみ(12:00~13:00は休み)

●同石見地区相談室 TEL(益田)0856-23-3657

受付時間 8:30~17:00(12:00~13:00は松江につながります)

休業日 土・日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3)

電子メールによる消費生活相談の受付も行っていきます。相談方法や注意事項など詳しくは島根県消費者センターホームページを参照してください。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/cic/>

